

令和2年6月2日

市内各小中学校の保護者の皆さまへ

千歳市教育委員会教育長 佐々木 智

令和2年2月及び3月の臨時休業に伴う学校給食費の還付について

令和2年2月27日(木)から春季休業前日までの小中学校の臨時休業に伴い、期間中の給食費のうち既に徴収済の給食費については、納入いただいた保護者の皆さまに還付いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 還付金額について

還付金額につきましては、後日改めてお知らせいたします。

2 還付時期及び還付方法について

① ゆうちょ銀行の自動払込により給食費を納付している場合

- ・6月2日(火)付で給食センターのゆうちょ銀行口座から保護者の皆さまのゆうちょ銀行口座への振込により還付します。

② ゆうちょ銀行以外の銀行からの口座引落、現金徴収等により給食費を納付している場合

- ・6月2日(火)以降、各学校から保護者の皆さまに口座振込等により還付します。
(北進小中学校では、6月8日(月)に、お子様を通して現金にて還付する予定です。)

お問い合わせ先

学校給食センター 電話：0123-23-3591